

株式会社八神製作所

居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社八神製作所が開設する、ケアエイトつるまい（以下事業所）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。

第3条（事業所の名称）

1. 名称 ケアマネエイトつるまい
2. 所在地 愛知県名古屋市中区千代田二丁目 16 番 28 号

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（事業所の営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする（定休日 土、日、祝日、
12月29日から1月3日）
2. 営業時間 午前9時～午後5時

第6条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
 - ①利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内または利用者の住居もしくは、入院先の病院内
 - ②使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
 - ③サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所または関係機関、利用者住居
 - ④介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - ⑤モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
2. 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①通常の実施地域を越えた地点から、片道20km未満 1,000円
 - ②通常の実施地域を越えた地点から、片道20km以上で5km毎に 500円加算
 - ③第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、名古屋市中区、昭和区、東区、名東区、千種区の区域とする。

第8条（衛生管理等）

事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

第9条（事故発生時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 10 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。
- ④ 事業所において、従業員に対して虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施する。
- ⑤ 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 11 条（その他運営についての留意事項）

1. 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ②継続研修 年 10 回
2. 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

<別表1>

実 施 地 域

中区	名東区
昭和区	千種区
東区	